

町県民税(所得税・復興特別所得税)申告は正しくお早めに！

問合せ：税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

町県民税の申告

町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。送付されていない方で申告が必要になった場合は、税務課や申告会場に用意しています。

町県民税の申告書が送付された方で平成27年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

町県民税申告が必要な方

平成28年1月1日現在、松伏町に住所があり、次のいずれかに該当する方。ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、町県民税申告は必要ありません。

- ▶ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方
- ▶ 給与を2か所以上から受けている方
- ▶ 平成27年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ▶ 給与所得のみの方で、
 - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税・復興特別所得税の源泉徴収を受けなかった方
 - ・医療費控除などを受ける方
- ▶ 源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ▶ 給与所得の他に給与所得以外の所得があった方
- ▶ 松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷などのある方で、町内に住所のない方
- ▶ 遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税収入のみの方
- ▶ 所得がない方で、
 - ・どなたの扶養にもなっていない方
 - ・別世帯の方に扶養されている方

町県民税申告に必要なもの

- ▶ 印かん
- ▶ 給与所得者は平成27年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
- ▶ 事業所得(営業など・農業)、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、役場では受け付けできません。)
- ▶ 年金所得者は、平成27年分の源泉徴収票(コピー不可)
- ▶ 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ▶ 障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など(65歳以上で寝たきり状態にある方も、あらかじめ町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます。)
- ▶ 勤労学生控除を受けられる方は、学生証など
- ▶ 医療費控除などを受けられる方は、病院の領収書など(個人別・病院別の集計が必要です。)

申告期限 平成28年3月15日(火)

町県民税(所得税・復興特別所得税)申告受付日程

【役場以外の会場】午前9時～11時 午後1時～3時

日程	受付対象者	会場
2月16日(火)	築比地・魚沼	農村トレーニングセンター
17日(水)	大川戸・金杉	まつぶし緑の丘公園レクチャーホール
18日(木)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター

【役場会場】※役場での受付開始は2月19日(金)からです。

日程	受付対象者など	会場・時間
2月19日(金) 22日(月) 23日(火)	給与所得者で還付申告の方	役場第二庁舎3階301会議室 午前9時～11時 午後1時30分～3時30分
24日(水)	松葉・田島・田島東	
25日(木)	ゆめみ野・ゆめみ野東	
26日(金)	上赤岩・下赤岩	
29日(月)	大川戸・金杉	
3月1日(火)	築比地・魚沼	
2日(水)	松伏(1番地～2000番地)	
3日(木)	松伏(2001番地～3000番地)	
4日(金)	松伏(3001番地～)	
7日(月)	田中	
8日(火) 9日(水)	事業所得(営業等・農業)、不動産所得のある方	
10日(木) ～15日(火) (土・日曜日を除く)	上記以外の方 又は上記の日程で都合の悪い方	

※休日受付 3月6日(日) 午前9時～11時
役場第二庁舎3階 301会議室

～ 注意 ～

町内の申告会場では、次の内容を含む所得税・復興特別所得税の確定申告などは受け付けることはできません。越谷税務署及びイオンレイクタウンkaze3階イオンホール会場(2月15日(月)までは越谷税務署庁舎)での受け付けとなりますのでご注意ください。また、消費税・贈与税の申告も受け付けできません。

- ▶ 本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶ 青色申告 ▶ 損失の申告
- ▶ 譲渡所得の申告(不動産、株式など)
- ▶ 分離課税の申告(配当等) ▶ 雑損控除
- ▶ 住宅借入金特別控除(1年目)
- ▶ 寄附金控除(ふるさと納税等)
- ▶ 海外居住の扶養控除 ▶ 平成26年以前分の申告
- ▶ 更正の請求 ▶ 死亡した方の申告

※町県民税申告は、上記の申告会場で受け付けをします。